

第1 調査の説明

1 調査の内容

(1)調査の目的

県内の民間事業所に雇用される常用従業員及びパートタイム労働者の平均賃金や労働時間並びに新規学卒者の初任給等の労働条件の実態を明らかにし、賃金や労働時間等の労働条件改善の際の基礎資料とする。

(2)調査時点

平成21年7月31日現在。ただし、初任給については4月現在。

(3)調査対象

県内の「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」に属する常用従業員30人以上の民間事業所のうち、任意に抽出した1,200事業所を対象とした。

なお、抽出には「平成18年事業所・企業統計調査」の結果を使用したため、調査対象区分は平成19年11月改定前の産業分類となったもの。

(4)回答状況

調査対象事業所のうち回答があったのは530事業所(回答率44.2%)で、このうち記載不備のもの等を除いた523事業所について集計した。(有効回答率43.6%)

対象事業所数及び集計事業所数

(単位:社)

区分	調査対象数	有効回答数	有効回答数	
			中小企業	大企業
建設業	68	28	23	5
製造業	247	110	75	35
電気・ガス業・熱供給・水道業	12	8	5	3
情報通信業	54	11	5	6
運輸業、郵便業	126	56	45	11
卸売業、小売業	226	74	54	20
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	67	34	25	9
宿泊業、飲食サービス業	94	27	18	9
教育、学習支援業	35	17	11	6
医療、福祉	105	68	50	18
サービス業		67	47	20
学術研究、専門・技術サービス業	166	13	9	4
生活関連サービス業、娯楽業		10	9	1
全産業	1,200	523	376	147

※中小企業と大企業の区分は、事業所の属する企業全体の従業員数(本社、工場、営業所等を含めた全体の従業員数)により、従業員300人未満の企業を中小企業、300人以上の企業を大企業とする。

(5)調査方法

郵送・自計により行った。

(6)調査項目

①支給賃金額等・・・常用及びパートについて下記項目を調査した。

- ・従業員数
- ・勤続年(月)数
- ・年齢
- ・基準内賃金
- ・基準外賃金
- ・所定内実労働時間
- ・所定外実労働時間

②モデル退職金・・・勤続年数別、学歴別、職種別にモデル退職金を調査した。

③新規学卒者の初任給・・・学歴別、職種別に、平成21年4月採用の初任給と平成22年採用予定の初任給を調査した。

④週休制の形態・・・週休制の実施形態について調査した。

(7)調査結果利用上の注意

①統計表中の数値で、第1表及び第4表は、従業員数による加重平均。

第2表、第3表及び第5表は、企業数による単純平均である。

②「－」は、該当する数値がないもの、またはデータ収集数が少ないため公表しない。

2 調査地区の区分

地区	市 郡 名
福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、粕屋郡、糸島郡
北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
筑後	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
筑豊	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

※調査時点

3 平成21年度調査票

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用する事は、ありません。

賃金等調査票1

福岡県福祉労働部労働局労働政策課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3587 (ダイヤルイン)

※記入欄には必要事項を記入し、番号欄は該当するもの1つを○印で囲んでください。

事業所の現況(平成21年7月31日現在)

事業所名	略さずに正式名称を記入してください		所在地	〒 _____ ー _____	
記入者名	_____		電話番号	(_____) _____ ー _____	
	役職名(_____)				

本 社 ・ 支 社	
1	単独
2	本社
3	支社・・・本社所在地(_____)

企 業 規 模 (本社・支社含む)			
1	30～49人	中小企業	1
2	50～99人		
3	100人～299人		
4	300人～	大企業	2

地 区	
1	福岡
2	北九州
3	筑後
4	筑豊

週 休 制 の 形 態 (主となるもの1つ選択)			
1	週休1日制	週休二日制	3
2	週休1日半制		
3	完全	週休二日制	4
4	月3回		
5	隔週		
6	月2回		
7	月1回		
8	その他の週休2日制		
9	いずれでもない		

労 働 組 合 の 有 無	
1	有
2	無

産 業 ・ 業 種 (主となるもの1つ選択)			
業種	産業		
1	建設業	1	
2	製造業	食料品	2
		繊維	3
		木材・家具	4
		パルプ・紙	5
		印刷	6
		化学・石油	7
		ゴム・皮革	8
		窯業・土石	9
		鉄鋼	10
		非鉄金属	11
		金属製品	12
		機械器具	13
		電気機器	14
		輸送機器	15
		3	電気・ガス・熱供給・水道業
4	情報通信業	17	
5	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	18
		道路貨物運送業	19
6	卸売業、小売業	その他の運輸業	20
		卸売業、小売業	21
7	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	22	
8	学術研究、専門・技術サービス業	23	
9	宿泊業、飲食サービス業	24	
10	生活関連サービス業、娯楽業	25	
11	教育、学習支援業	26	
12	医療、福祉	27	
13	サービス業	28	
		29	

労働組合が1. 有の場合は調査票2もご記入ください。

1 7月(1か月間)の従業員を支給賃金額等(1人あたりの数値で、貴事業所の平均値を記入してください)

区分	従業員数	勤続年数	年齢	総支給賃金額(賞与は除く)						実労働時間					
				基準内賃金			基準外賃金			合計		所定内	所定外		
				千円	円	円	千円	円	円	千円	円	時間	時間		
事務・技術・販売労働者	常用	男	人	年	歳										
		女	人	年	歳										
	パート	男	人	月	歳										
		女	人	月	歳										
生産労働者	常用	男	人	年	歳										
		女	人	年	歳										
	パート	男	人	月	歳										
		女	人	月	歳										

2 モデル退職金(一人あたりの金額を記入してください)

区分	高 校 卒				大 学 卒			
	生産労働者		事務・技術・販売労働者		生産労働者		事務・技術・販売労働者	
5年								
10年								
15年								
20年								
25年								
30年								
35年								
40年								
定年時								

3 新規学卒者の初任給(1人あたりの金額を記入してください)

区分	高 校 卒				大 学 卒			
	生産労働者		事務・技術・販売労働者		生産労働者		事務・技術・販売労働者	
平成21年4月採用								
平成22年採用予定								

ご協力ありがとうございました。

4 調査票の記入要領(主な用語の説明)

(1) 7月(1か月間)の従業員の支給賃金額等

「7月(1か月間)」とは、

6月の給与締切日の翌日から7月の給与締切日までの1か月間のこと。

「事務・技術・販売労働者」とは、

経理、営業・研究部門等高度の技術を要する業務に従事する従業員で、事務員・販売員・技術員・教職員・薬剤師・検査技師等をいう。

「生産労働者」とは、

直接生産を行う部門に従事する従業員をいう。製造業以外では、建設業の現場職・運送業の運転手・整備工・修理工・守衛・用務員・看護師・栄養士・作業療法士等をいう。

「常用」とは、

パートタイマー、臨時・日雇労働者等の呼称にかかわらず、1日の所定労働時間が正社員等と変わらず、調査月前2ヵ月(5、6月)にそれぞれ18日以上雇われている者も含む。

「パート」とは、

1日、1週または、1ヵ月の所定労働時間が、上記「常用従業員」より短い労働者をいう。

従業員数

「社長・重役級の職員」及び「管理職(部長級相当職以上)」、「医師、教授等」の人数を除いた従業員の総数とした。

勤続年数、年齢

個人別の勤続年数、年齢のうち端数の6ヵ月未満は切り捨て、6ヵ月以上は「1年」と数えて計算し、事業所ごとの平均年数を集計した。

ただし、「パート」の勤続年数については、勤続月数とした。

実労働時間 (30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)

「所定内実労働時間」とは、

労働協約、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間の1ヵ月の合計から、有給休暇・病気休暇等を除いた労働時間をいう。

「所定外実労働時間」とは、

早出、残業等の時間外労働時間や休日に労働した時間の1ヵ月の合計をいう。

週休制の形態

各事業所における週休制の実施形態をいう。土・日が週休制でない事業所については、1ヶ月間の決まった休日の日数により、各形態に分類した。

総支給賃金額（所得税、社会保険料等を差し引く前の額）

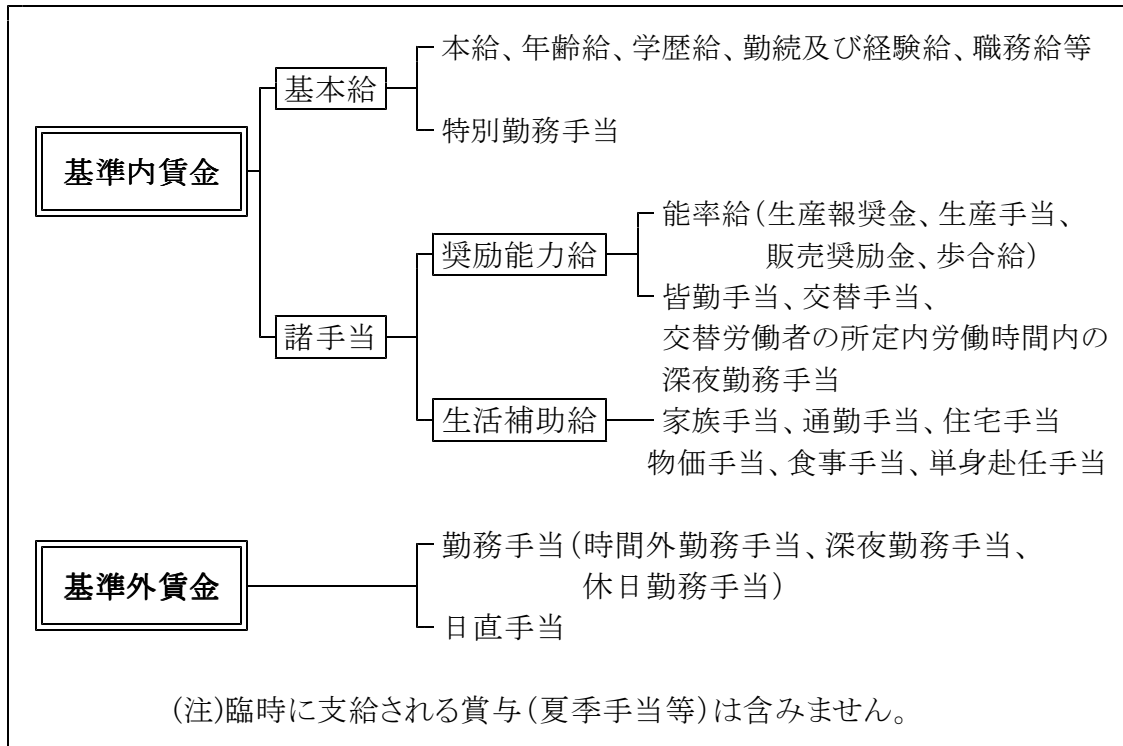
賞与を除いた金額とした。

「基準内賃金」とは、

労働協約、就業規則等に定められた所定労働時間に対して支給される賃金をいい、通勤手当、家族手当、住宅手当、交替手当等の諸手当を含む。

「基準外賃金」とは、

時間外勤務、深夜勤務、休日勤務等の所定外労働時間に対して支給される賃金をいう。



(2) モデル退職金

進学して卒業後直ちに高校卒18歳、大学卒22歳で就職し、その後継続して勤務した、いわゆる標準労働者が自己都合または定年で辞めたときに支払われることになっている退職一時金をいう。

(なお、企業年金その他の形態により分割して支払われる場合は、一時金としての支払額に換算した金額である。)

3 新規学卒者の初任給

平成21年度の初任給

採用時点(平成21年4月)の基準内賃金。ただし、家族手当、通勤手当、精皆勤手当は除く。職種により初任給額が異なる場合は平均額である。

平成22年度採用予定の初任給

採用予定時点における基準内賃金の見込額。